目 次

はしがき

序	章	我が国における住宅保障の議論状況 ――――	- _I
	1	住宅保障をめぐる社会保障法学会等の議論状況 1	
		1 社会保障法学会の議論状況 1 2 居住福祉学会など 2	
	2	住宅保障と生活保護,住宅保障と住宅扶助 3	
	3	参照例としてのドイツ? 5	
		1 住宅保障と憲法 5 2 最低生活保障施策への着目 6	
	4	日独の「ありよう」の比較研究 7	
	5	アプローチとしての判例研究 8	
	6	本書の構成 9	
第	[章	日本の最低生活保障と住宅 ————	13
	1	保護基準に基づく生活保護の意味 13	
		1 日本法におけるドグマ? 13	
		2 保護基準そのもののチェックへ? 24	
	2	日本における住宅扶助の展開と課題 27	
		はじめに 27 1 生活保護法と住宅扶助 29 2 「食い込み」と住宅扶助 34 3 現行法制をどうみるか 39	
		2 食い込み」と住宅状即 34 3 現行法制をどうみるか 39 4 住宅扶助基準の方向性 42 5 その他の論点 48	
		6 平成27年度における住宅扶助限度額の設定 50	
		7 結 語 68	
第 2	2章	ドイツの最低生活保障制度の動向と変容 ―――	76
	1	ハルツ第4法改革と社会法典第2編・第12編 76	
		1 ハルツ改革と第4法 76 2 求職者基礎保障の登場 79	
		3 主体・管轄・財源 86 4 制度改革のインパクト 88	

	 社会法典第2編の登場 90 保護基準に対する司法の評価 96 ドイツ連邦憲法裁判所基準額違憲判決 101
第3章	4 ^{遠憲判決をどうみるか 104} 社会法典 (SGB) 第 2 編時代の住居費給付と 判例法理の展開
はじ	めに 116
1	制度の変遷 117 1 前史―連邦社会扶助法時代の住居費給付 117 2 ハルツ第 4 法改革と社会法典第 2編 121 3 第 2 編における住居費給付 122 4 住居費給付の論点 128 5 裁判権の状況 131
2	住居費の適切性判例の展開 135
	1 住居費の抽象的適切性 136 2 住居費の具体的適切性 151
3	制度のさらなる展開 164 1 連邦憲法裁判所基準額違憲判決と2011年改正 166 2 住居費給付の新ルール:幾つかの新規定 172 3 住居費給付の新ルール:条例制定権の新設 174 4 新制度の到達点 217
4	結 語 244 1 定型化への忌避感 244 2 需要充足原理の行方 247
第4章	ドイツ公的扶助における構造原理としての 需要充足原理 — 268
はじ	めに 268
1	社会扶助の構造原理―ロートケーゲルを手がかりに 270 1 公的扶助総論の発達 270 2 構造原理の意味 271 3 需要充足原理とは何か 272 4 需要とは何か 272 5 充足とは何か 274 6 需要充足原理と個別化原理との関係 275

2 給付システムの改革と基準額(保護基準) 90

	2	需要充足原理の機能 276	
		1 連邦社会扶助法下の社会扶助 276	
		2 需要と「必要生計」概念 277 3 充足のタイプ 278	
		4 基準額給付の特性 280	
		5 住居費給付の展開 282 6 小 括 283	
	3	社会扶助の変動―社会法典第2編・第12編へ 285	
		1 ハルツ第4法改革 285 2 社会法典第2編・第12編の特徴	286
		3 一時給付の行方 286 4 貸付の返済 288	
		5 逸脱的算定の余地 290 6 小 括 291	
	4	需要充足原理の逆襲? 293	
		1 需要対応型基礎保障の立ち位置 293	
		2 原則と例外の転換―求職者基礎保障の登場 293	
		3 需要未充足への対抗一憲法適合的解釈から違憲の確信へ 294	
		4 違憲判決における需要充足原理? 297 5 小 括 300	
	5	対立軸はどこか―公的扶助の保障モデル 301	
		1 どういう文脈で捉えるか 301	
		2 どういう給付が「個別的」でありえるか 302	
		3 どのように給付を「効率化」するのか 303	
		4 定型化や効率化の歯止めはあるのか 304	
	6	第2編はどこへいくのか 305	
	7	ドイツの議論は有益か 306	
	8	まとめをかねて一日独比較の可能性 308	
		1 需要充足原理の存在感 309 2 司法審査の立ち位置 310	
		3 需要充足の「タイプ」とは 312 4 議論の軸は 314	
ţ.	章	住宅保障の展望と課題 ――――	319
	1	概 観 319	
	2	住宅にかかる「基準」 320	
	3	社会保障法プロパーの問題としての住宅保障 322	
初出	一覧		

終